

農業委員会だより

○新規就農者の紹介○

小泉大さん（30歳）は、神奈川県川崎市出身。農業とは縁のない家庭で育ち、工業高校卒業後、冬場は自動車会社の季節工や居酒屋、夏場は長野で野菜を収穫するアルバイトをしながら自分の将来の進む道を探していました。6年前、下地もあって生涯仕事ができ、努力次第では収入にもなる農業をやろうと思い、知り合いの紹介で白子町の農業法人に勤め、そこでトマト作りの基礎を学びました。4年前に独立し、現在は奥さんと二人で玉葱10aと300坪のハウスでトマトを栽培しています。

元来、研究熱心な努力家であり、2年目にしてグリーンウエーブ主催の共進会で、抑制トマトの最優秀賞を受賞。近隣農家を驚かせています。

将来は規模を拡げ、白子町に家を建てたいと語る好青年です。白子町では農家の高齢化が進み、後を継ぐ若者が減少する中、小泉さんのような若者を農業委員会も応援していきたいと思っています。

農業委員 緑川 進



収穫前のトマトと小泉大さん

○農業経営『成功』に繋がりたい○

長ネギは、和食にとってなくてはならない野菜です。

関南区新御堂の大塚直樹さん（24歳）は、長生農業経営体育成セミナーに参加していた時に長ネギの栽培を勧められ、21歳から栽培を始めました。栽培面積は、秋冬ネギ40a・夏ネギ8aで、農協と直売所に出荷しています。

大塚さんは、「長ネギは春夏秋冬それぞれの作型があり、1年を通して栽培できる魅力的な作物です。長ネギの栽培を始めてから、いろいろな人と知り合うことができました。将来は長ネギの栽培規模を拡大し、地域の遊休農地解消に少しでも貢献したいと思います。また、応援してくれる地域の方々や3年前に亡くなった母の期待に応えられるように努力し、安心安全な野菜作りをして消費拡大に繋がっていきたいと考えています。そして、農業に興味をもつ仲間が1人でも多く増え、地域農業の活性化に繋がっていけば嬉しいです。」と抱負を語ってくれました。

農業委員 齋藤重雄



収穫したネギを持つ大塚直樹さん

○家族経営協定を結んで○

家族経営協定とは、家族で農業を経営する世帯が、経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件などを話し合い、取り決めるものです。

協定を結ぶと、認定農業者の共同申請ができ、資金の貸付要件・利子の優遇措置も受けられ、農業者年金の保険料の国庫補助、農地のあっせんなど、メリットがあります。

我が家では10年程前に締結したものの、日々の仕事に追われ、うやむやになっていたのので、3年前の長男の就農を機に見直すこととしました。前回の反省点も踏まえ、後継者が意欲を持って働けるよう、経営方針や休日、報酬などを見直し、それぞれの役割も明確にしました。長男も認定農業者になりましたので、農業者年金にも加入させたいと思います。

まだまだ模索中の部分もありますが、新たな目標に向かい、日々努力しています。

農業委員 吉野定子



吉野家の家族経営協定締結の様子
(吉野定子委員)



田邊家の家族経営協定締結の様子
(田邊淳子委員)

○農業者年金について○

豊かな老後生活を送るためには、国民年金だけでは十分とは言えません。

『老後の生活費は自分で準備する』必要があります。皆様も、たくさんのメリットがある農業者年金に加入して、安心して豊かな老後に備えましょう。

- ① 60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。
- ② 保険料は月額2万～6万7千円の間（千円単位）で自由に決められ、随時見直せます。
- ③ 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象（所得税・住民税の節税）、将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用される等、税制面で大きな優遇措置があります。
- ④ 自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）年金」で、年金資産は安全性を重視して運用しています。
- ⑤ 原則65歳から終身年金で、80歳までに亡くなった場合、死亡一時金があります。
- ⑥ 認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。